

鈴鹿市 週休2日制試行要領ガイドライン

令和6年4月

鈴鹿市役所 技術監理契約課

この資料は、三重県県土整備部発行の「週休2日制工試行要領(令和5年7月)、農林水産部発行の「月2回土日完全週休2日制工事試行要領」に関する、鈴鹿市における運用を定めるものである。

週休2日制工事の種類

月2回土日完全週休2日制工事

- ・ 工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」など、あらかじめ決めた月2回の土曜日を指定閉所日とした上で、完全週休2日を目指す制度である。

土日完全週休2日制工事

- ・ 工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、すべての土曜日及び日曜日を指定閉所日とする制度である。

(月2回土日完全週休2日の例)

月	火	水	木	金	土	日
					●	●
		○(いずれかの日)				●
					●	●
		○(いずれかの日)				●

(土日完全週休2日)

月	火	水	木	金	土	日
					●	●
					●	●
					●	●
					●	●

●:指定閉所日 ○:閉所予定日

週休2日制試行要領の使い分けについて

- ・土木工事、港湾工事は原則として月2回土日完全週休2日制(発注者指定型)で発注する。
- ・公共建築工事は原則として月2回土日完全週休2日制(発注者指定型)で発注する。
- ・農業農村整備工事、森林整備保全工事、漁港漁場関係工事は月2回土日完全週休2日制(発注者指定型)で発注する。

三重県「週休2日制試行要領(令和5年7月)」「月2回土日完全週休2日制工事試行要領(令和5年7月)」一覧

	月2回土日完全週休2日制工事		土日完全週休2日制工事	
	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
【県土整備部制定】				
土木工事	○	—	○	—
公共建築工事	○	○	—	—
港湾工事	○	—	○	—
【農林水産部制定】				
農業農村整備工事	○	—	—	—
森林整備保全工事	○	—	—	—
漁港漁場関係工事	○	—	—	—

○:制定あり —:制定なし

対象となる「工事」とは

- ・ 鈴鹿市建設工事執行規則第2条で定義されるもののうち、測量、調査、設計、製造以外の案件とする
- ・ 業務委託として発注する案件は対象としない。

対象外となる「現場閉所が困難な工事」とは

- ・ 発注課の判断によるが、三重県試行要領の趣旨を鑑み、早期発注、分離発注、分割発注等を活用して、少しでも多くの工事を対象とすること。
- ・ 現場閉所が困難と見做す工事の例
 - ・ 現場着手日と現場完成日が指定され、かつ分離(分割)発注ができない工事
 - ・ 工程の大部分が指定閉所日を含む特定の期間にしか施工できない工事
- ・ 公共建築工事については、発注機関の長が適さないと判断した工事(夏休み期間を利用した学校工事等を想定)は月2回土日完全週休2日制(受注者希望型)で発注する。

「対象期間」の考え方について

- ・ 以下の期間を対象期間とする。
 - ・ 現場事務所や仮囲い施設を設置する期間
 - ・ 現場施工と並行して工場製作を行っている期間
 - ・ 直接工事費に計上される現場施工を行う期間(先行指示分も含む)
 - ・ 発注課で対象期間に含むと決定した現場施工を行う期間

「やむを得ない理由」で指定閉所日に現場施工する場合の扱い(鈴鹿市独自)

- ・受発注者合意の上で「やむを得ない理由」により指定閉所日に現場施工し、その日数を指定閉所日以外の日に振り替えて現場閉所した場合、指定閉所日を閉所したと解釈できることとする。

やむを得ない理由の考え方

- ・「やむを得ない理由」は以下の条件を満たすことを前提とし、受発注者の書面による協議で決定する。
 - ・受注者の責によるものでないこと。
 - ・契約工期に含まれる要件でないこと。
- ・「やむを得ない理由」と判断される例(参考)
 - ・緊急対応により指定閉所日の施工を余儀なくされた場合
 - ・近接工事との工程調整により、指定閉所日の施工を余儀なくされた場合
 - ・道路使用許可条件により、指定閉所日しか施工できない場合
 - ・個人、法人、自治会等から指定閉所日の施工を要請され、それに対応した場合
- ・「やむを得ない理由」と判断されない例(参考)
 - ・進捗状況の遅れにより指定閉所日に施工した場合
 - ・荒天により平日を休工し、その代替日として指定閉所日に施工した場合

やむを得ない理由により指定閉所日に施工する場合の週休2日制工事確認表の記載方法

- ・作業を行う指定閉所日の対象日欄を「他」とし、その代わりとなる閉所日の備考欄に「振替」と記載する。

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
対象日	○	○	○	○	○	他	他	○	○	○	○	○	○	○
閉所日								●	●				●	●
						指定	指定	振替	振替				指定	指定

月2回土日完全週休2日制工事の場合、当初計画工程を4週6休で作成してよいのか。

- ・月2回土日完全週休2日制工事であっても、当初計画は4週8休で作成する(指定土曜日を設定しない週は日曜日以外のいずれかの曜日を閉所日とする)。

契約金額と工事成績表の加点について(全施工要領共通)

- ・下表を参照のこと。成績加点は「現場閉所率28.5%以上」と「指定閉所日の全閉所」の両方を達成した場合のみである。

閉所率28.5%以上	指定閉所日全閉所	適正金額への変更	成績加点
達成	達成	なし	あり
達成	未達成	なし	なし
未達成	達成	あり	なし
未達成	未達成	あり	なし

【巻末資料】

週休2日制工事において指定土日を全て閉所しても4週8休以上とならない場合の対応について

- ・県「週休2日制試行要領(以下、要領という)」を適用した工事において、計画時点で4週8休を達成する予定であったもので、対象期間中全ての指定土日を閉所しても、受注者の責によらない理由で4週8休以上とならなかった場合、現場施工期間中最後の指定日曜日以降の対象期間を達成状況の算出対象から除く。
- ・この運用を適用した結果、4週8休以上の現場閉所となった場合、「対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%未満)となる場合は、補正分及び標準単価を減額変更する。」を適用しない。

「施工期間中最後の指定日曜日以降の対象期間を達成状況の算出対象から除く」とは

- ・下表Aの期間を達成状況の算出対象から除外することを言う。
- ・週休2日制工事確認表において、この運用を適用した実績対象日は「△」で表記する。

		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	日数	閉所率
計 画	対象日	準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	片	片	14 日	閉所率
	閉所日						●	●						●	●				4 日	28.5%
実 績	対象日	準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	片	片	片	片	片	11 日	閉所率
	閉所日						●	●											2 日	18.1%
↓																				
実 績	対象日	準	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	片	片	片	片	片	6 日	閉所率
	閉所日						●	●											2 日	33.3%
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> ← → </div> <p style="text-align: center;">A</p>																				

この運用は、週休2日制で発注した全ての工事に適用されるのか

- ・この運用は、週休2日制工事として発注され、計画時点で4週8休を達成する予定であったもので、対象期間中全ての指定土日を閉所しても、受注者の責によらない理由で4週8休以上とならなかった場合にのみ適用する。

この運用は暫定的なものか

- この運用は、要領の改定等により、計画時点で4週8休を達成する予定であったもので、受注者の責によらない理由で対象期間中全ての指定土日を閉所しても4週8休以上とならなかった場合の対応が定められるまでを有効期限とする。